

九割は金工であり、大体の賃金は壹圓貳拾錢位である。而して右日給の外に奨励割増金又は功程割増金を支給せらるることとなつてゐるが、茲に指定職夫と臨時職夫との待遇上の相異があるのであつて、即ち功程割増金は指定職夫以外の臨時職夫には支給せられず、夫れには奨励割増金として日給の約三割が支給せられてゐる。指定職夫に對する功程割増金は大体最低三割より最高十五割に達して平均約七割程度であつて、之れが本年六月中の一人平均功程割増金額は二十四圓四拾八錢に達してゐる。但し指定職夫と雖も病院、研究所、工場及埴場工場の區々所には功程割増金は支給されてゐない。従つて指定職夫の月収は凡大凡平均五拾八九圓程度となるであらうから、本年五月中の職工一人當年平均八拾七圓に比してはかなりの遜色あるも、臨時職夫に比すれば其の割増金に約四割の差があるのである。

而して臨時職夫と雖も業務上の傷、病、死等に對する扶助は之れを受くるを以て職工との待遇上の主なる相異の點は福利施設の利用を受け得ざる點にある。

三、指定職夫の職工採用標準

現在の指定職夫四千六百十七人に就き如何なる標準を以て餘剰職工に採用するであらうかは顧る注目せられてゐるところであつて、先づ問題は職工定員の増加にして目下各工場毎に基本調査中なるか、現在職工定員一萬八千人に對し實際は一萬七千餘人にして、約四千人を増加して大体二萬一千人程度にするのではなからうかと想像せらるるのである。

前述の如く昭和六年八月指定内規制定後の指定職夫は嚴重なる考查を経てゐるので健康診断程度で通過するであらうが、夫れ以前の約千四百五十人は自由採用なるが故に体格検査、身元調査等に依